

福岡県公報

令和3年4月23日
第194号

目次

告示(第467号-第469号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) 1
- 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) 2
- 福岡県建設技術情報センターの使用料及び建設資材に関する各種試験の手数料の徴収事務の委託 (企画課) 2
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 2
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 8
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 11

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 11
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 11
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 11
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 11

教育委員会

- 福岡県指定無形文化財の指定解除 (教育庁文化財保護課) 12
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 12
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 12
- 指定代理納付者の指定 (教育庁文化財保護課) 13

人事委員会

- 令和3年度福岡県職員採用(I類・II類・III類・民間企業等職務経験者)試験の施行 (人事委員会事務局任用課) 13
- 令和3年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施 (人事委員会事務局任用課) 15
- 令和3年度就職氷河期世代を対象とする採用選考試験の実施 (人事委員会事務局任用課) 18

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) 20

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について (労働委員会事務局調整課) 37

告示

福岡県告示第467号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
宗像市鐘崎	岩瀬政敏	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧鐘崎漁業協同組合の地区 (鐘崎加入区)	総トン数10トン以上100トン未満 の漁船により営む漁業であって一 般まき網漁業以外の漁業、小型船 びき網漁業、小型特定漁業及び小 型一般漁業
〃	刀根孝幸		

福岡県告示第468号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル	令和3年4月1日から 令和4年2月28日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	令和3年4月1日から 令和4年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	令和3年4月1日から 令和4年2月28日まで
タカミヤ・里山・エックス 共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	令和3年4月1日から 令和4年2月28日まで
一般財団法人福岡市市民の 森協会	福岡市南区大字松原855番地4	令和3年4月1日から 令和4年2月28日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	令和3年4月1日から 令和4年2月28日まで

福岡県告示第469号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県建設技術情報センターの使用料及び建設資材に関する各種試験の手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 委託先
公益財団法人福岡県建設技術情報センター
- 所在地
糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1
- 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

公告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県警察統合サーバ賃貸借
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個

人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）

テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 (電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
 申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和3年5月12日(水曜日)までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知
 競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
 福岡県警察統合サーバ賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間
 令和4年1月1日から令和8年12月31日までの間

(4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和3年6月2日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和3年4月23日（金曜日）から令和3年6月1日（火曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年6月2日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

- (2) 日時
令和3年6月3日（木曜日）午前11時00分
- 11 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for Integrated Server
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on June 2, 2021
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浮羽地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	令和3年4月23日から 令和3年5月27日まで	うきは市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
柳川みやま土地改良区	令和3年4月12日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年3月30日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 アクロスモール春日
 - (2) 所在地 春日市春日五丁目17番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外25社	合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外26社

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福津市から送付のあつ

た次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

津屋崎都市計画特定用途制限地域の決定（令和3年4月1日福津市告示第47号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により福津市から送付のあつた次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

福津準都市計画特定用途制限地域の決定（令和3年4月1日福津市告示第48号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 スーパーセンタートライアル宮田店
 - (2) 所在地 宮若市宮田112外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - ① 駐車需要の充足等交通に関する事項 P7～
 - ・(1)－A 記載されている数字が合わないようですが、ご確認をお願いします。
 - ・駅からの距離5,600mの根拠（J R勝間駅→J R勝野駅では？）

- ・自動車分担率70%とあるが、人口10万人未満その他地区は80%ではないでしょうか。
- ・身障者用駐車場2台の根拠
道路の移動円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
→150台÷1/50=3台以上
- ② 歩行者の通行の利便の確保等
 - ・記載箇所が不明でした。
- ③ 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・廃棄物減量化及びリサイクルをお願いします。
 - ・また、廃棄物を処理する場合は、廃棄物等に関連する法令に基づいて処理をお願いします。
 - ・一般廃棄物を排出する場合は、届出をお願いします。
- ④ 防災・防犯対策への協力
 - ・防災に関して、協定の締結に向けて協議をさせていただいているため、その件に関する記載の検討をお願いします。
 - ・防犯に関して、24時間営業であることから、配慮について検討をお願いします。
- ⑤ 騒音の発生に係る事項
 - ・事前協議で法令の対象施設がない事を確認しています。（騒音規制法の遵守）又、工事の際には対象となる機器を使用する場合、申請をしてください。
- ⑥ 廃棄物に係る事項
 - ・プラスチック類は産業廃棄物又はリサイクルをお願いします。
 - ・紙類でリサイクル可能な物はリサイクルをお願いします。
- ⑦ 街並みづくり等への配慮等
 - ・特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス春日店
- (2) 所在地 春日市昇町七丁目65番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 環境課 生活環境担当

店舗周辺の都市計画法上の用途地域は、近隣商業地域であるが住居も近接して建っている状況である。また、第二種住居地域及び第一種中高層住居専用地域に隣接しており、駐車場等での騒音等に対する周辺住民への配慮及び繁忙期など混雑が見込まれる際の交通整理員の配置することによる騒音発生の抑制など、騒音対策の遵守をお願いします。

近年の住民からの苦情は多様化しており、苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

(2) 環境課 ごみ減量担当

ア 廃棄物の処理について

(ア) 廃棄物は、事業所の責任において処理してください。

- a 企業内において、極力リサイクルしてください。
- b 自家焼却処理は、しないでください。
- c 産業廃棄物及び処理困難物については、産業廃棄物処理業者やメーカーに引き取ってもらってください。

(イ) 一般廃棄物の処理を市に依頼する場合

- a 「燃えるごみ」「びん・カン」「陶器・金属類」「粗大ごみ」「有害ごみ」に分別し、事業所用指定袋に入れてください。粗大ごみは、粗大ごみシールを貼ってください。
- b 収集については、地区担当業者と収集契約をしてください。
- c 処理施設へ直接搬入する場合は、可燃性ごみ・不燃性ごみ、それぞれの処

理施設の指示に従い、処理料を支払ってください。

d 廃棄物の置場は、分別及び収集がしやすい形状、規模にしてください。

(ウ) ごみの適正処理と減量に協力してください。

a 廃棄物のリサイクルを推進してください。

b 簡易包装を推進してください。

c 電気製品、家具などは、買い替え時の引き取りを推進してください。

d トレイなどを店頭で回収するなど、ごみ減量への協力をお願いします。

e 再生OA紙などの利用及び再生品の利用、販売を推進してください。

f 樹木の剪定ごみ等は、緑のリサイクルセンターでの処理となります。

イ ごみの散乱防止について

(ア) 「春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」に基づき、自動販売機を設置する場合は、空き缶・空きびんの回収容器を設置してください。

(イ) 敷地の内外の、利用客等によるごみの散乱防止にご協力ください。

(3) 都市計画課 計画担当

特にありません。

(4) 道路管理課 道路管理担当

駐車場への出入りによる道路上の交通渋滞が発生すると見込まれる日には、交通誘導員を配置するなどの交通渋滞対策をお願いします。

また、車両の出入口が新設されることについては、地元自治会と協議をしてください。

公告

三潞南部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
梶島 練二	柳川市南浜武442番地 1
石橋 直美	大川市大字向島526番地
辻 俊一	大川市大字諸富542番地
石橋 正一郎	大川市大字三丸1129番地
志牟田 憲一	大川市大字坂井367番地 1
大淵 秀樹	柳川市西蒲池658番地 2
中村 雄二	柳川市西蒲池899番地 2
吉武 常美	柳川市立石95番地
梅崎 正清	柳川市久々原150番地11
田中 臣修	柳川市古賀385番地
乗富 三知人	柳川市間1642番地 1
高田 學	柳川市間255番地 1
大曲 勝敏	柳川市西浜武1341番地
石川 一道	大川市大字津335番地 5
江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
野口 壽格	三潞郡大木町大字三八松1011番地 2
松永 静義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
北島 良則	三潞郡大木町大字絵下古賀521番地
的場 長喜	三潞郡大木町大字上八院501番地 1
久良木 登	三潞郡大木町大字侍島720番地
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地 1
内村 誠二	大川市大字本木室878番地 5
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
梶島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1

2 退任監事

氏名	住所
古賀 和則	大川市大字北古賀240番地 2
池上 利勝	柳川市西蒲池1363・1364番地 1
金子 正一	柳川市久々原552番地
本村 保	三潞郡大木町大字三八松41番地 1
吉武 一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地 1
添島 清美	大川市大字中木屋176番地
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

3 就任理事

氏名	住所
梶島 練二	柳川市南浜武442番地 1
石橋 直美	大川市大字向島526番地
辻 正光	大川市大字諸富372番地
下川 募	大川市大字三丸2011番地
岡 喜一	大川市大字三丸1592番地 1
野口 秀一	柳川市金納206番地 1
池上 利勝	柳川市西蒲池1363・1364番地 1
大藪 健ノ助	柳川市矢部川138番地 5
高田 學	柳川市間255番地 1
乗富 三知人	柳川市間1642番地 1
大曲 勝敏	柳川市西浜武1341番地
荒巻 勝典	柳川市古賀368番地 1
高田 和彦	柳川市七ツ家1149番地10

江崎 久男	大川市大字紅粉屋324番地 1
古賀 堯	大川市大字新田842番地
古賀 九	大川市大字小保260番地 3
野口 壽格	三潞郡大木町大字三八松1011番地 2
荒巻 猛	三潞郡大木町大字筏溝483・484番地合併 1
北島 良則	三潞郡大木町大字絵下古賀521番地
的場 長喜	三潞郡大木町大字上八院501番地 1
久良木 登	三潞郡大木町大字侍島720番地
田中 範昭	大川市大字下牟田口404番地 1
内村 誠二	大川市大字本木屋878番地 5
水落 正憲	大川市大字中木屋925番地
野田 嗣男	柳川市三橋町起田496番地
梶島 貞博	柳川市三橋町柳河457番地 1

4 就任監事

氏名	住所
松永 静義	三潞郡大木町大字奥牟田1132番地
石橋 徹	大川市大字三丸543番地
田中 秀次	柳川市金納349番地 2
松本 栄治	柳川市古賀324番地 1
佐野 幸登	大川市大字一木1383・1384番地
吉武 一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地 1
野口 能男	大川市大字下牟田口1558番地
友添 信之	柳川市三橋町吉開28番地

 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（1工区）中間市中鶴三丁目7628番232から7628番235まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

中間市中間一丁目1番1号
中間市長
福田 浩

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

京築広域都市計画公園（令和3年3月24日行橋市告示第29号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画下水道（令和元年10月16日久留米市告示第322号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項

の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画下水道（令和元年10月16日久留米市告示第323号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

田主丸都市計画下水道（令和元年10月16日久留米市告示第324号）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年4月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和3年4月13日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
（仮称）ドラッグコスモス黒木店 八女市黒木町本分1214 外	ドラッグコスモス黒木店 八女市黒木町本分1214 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

教育委員会

福岡県教育委員会告示第7号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第24条第7項の規定により、次のように福岡県指定無形文化財の指定が解除されたので告示する。

令和3年4月23日

福岡県教育委員会

福岡県指定無形文化財の名称	保持者の氏名	指定告示	指定解除年月日
久留米絣織締	久保田 東	昭和37年福岡県教育委員会告示第2号	令和2年11月12日

福岡県教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年4月23日

福岡県教育委員会

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

株式会社ジェーシービー

(2) 所在地

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

福岡県教育委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年4月23日

福岡県教育委員会

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

トヨタファイナンス株式会社

(2) 所在地

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料
雑入

福岡県教育委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第85条の5の規定により告示する。

令和3年4月23日

福岡県教育委員会

1 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地

(1) 名称

インタセクト・コミュニケーションズ株式会社

(2) 所在地

東京都千代田区神田小川町三丁目1番地

2 指定した日

令和3年3月29日

3 指定期間

令和3年3月29日から令和3年3月31日まで

4 対象となる歳入

九州歴史資料館使用料

雑入

人事委員会

公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施行する。

令和3年4月23日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

令和3年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格		試験日	試験科目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
			年齢	資格・免許				発表日	発表の方法					
第186回	I類	行政 教育行政 警察行政 児童福祉 土木建築 学業 農業 土木 林業 畜産 水産 薬業 栄業 栄業 栄業	薬剤師以外	①平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ②平成12年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次	6月20日	福岡市 東京都	第1次	6月下旬	①持参又は郵送の場合は、令和3年5月10日から令和3年5月21日まで なお、郵送による申込みは令和3年5月21日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和3年5月10日から令和3年5月18日まで	I類行政、教育行政及び警察行政、II類(早期)行政、II類(農業を除く。)並びにIII類行政、教育行政及び警察行政については、点字による試験(試験地は福岡市に限る。)及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 福岡県人事委員会事務局	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
			薬剤師	①平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ②平成10年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は令和4年3月までに大学を卒業する見込みの者	第2次	7月中旬								
			児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は令和4年3月までに資格を取得する見込みの者	第1次	6月20日	福岡市	最終	8月上旬					
			薬剤師の免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者											
			栄業士	管理栄業士の免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者										
第187回	I類(早期)	行政	①平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者 ②平成11年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者		第1次	8月22日	福岡市 東京都	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、令和3年7月12日から令和3年7月21日まで なお、郵送による申込みは令和3年7月21日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和3年7月12日から令和3年7月19日まで	・保健福祉環境事務所(宗像・速賀、南筑後) ・保健福祉事務所(糸島) ・農林事務所(福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋) ・県土整備事務所(福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂) ⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。	福岡県人事委員会事務局	福岡県人事委員会事務局	
			II類	農業	平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者	第2次		11月中旬	福岡市					
第188回	II類	行政 教育行政	昭和37年4月2日以降に生まれた者で、令和3年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者		第1次	9月26日	福岡市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、令和3年8月10日から令和3年8月20日まで なお、郵送による申込みは令和3年8月20日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和3年8月10日から令和3年8月17日まで				
			第2次	10月中旬(下旬)	福岡市	最終		11月上旬						
第188回	III類	行政 教育行政 警察行政 土木建築 学業 農業 土木 林業	平成10年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者(ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。)		第1次	9月26日	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬					
			第2次	10月中旬(下旬)	福岡市	最終		11月上旬						

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。
ただし、I類栄業士の試験区分については、日本国籍を有しない者であっても現に日本に永住している者は受験することができる。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。)、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること(1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。)その他人事委員会が認めるものをいう。
なお、令和3年6月末現在、福岡県職員(会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)である者はこの試験を受験することができない。

公告

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

令和3年4月23日

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

令和3年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時勤務予定場所	受験資格			試験日	選考科目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他	
			看護師若しくは准看護師免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和61年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者				発表日	発表の方法					
看護師	看護師業務	こども療育センター新光園（医療型障害児入所施設）、児童相談所		看護師若しくは准看護師免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和61年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者				合格者の受験番号を、福岡県庁舎行政棟北側告知板及び福岡県人事委員会事務局前廊下に掲示するとともに福岡県ホームページにも掲載する。合格者には書面で通知する。	①持参又は郵送の場合は、令和3年5月10日から令和3年5月21日まで なお、郵送による申込みは令和3年5月21日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和3年5月10日から令和3年5月18日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。	
研究職員	薬学	食品、医薬品、化学物質等に関する理化学的な試験研究及び細菌、ウイルス等に関する微生物学的な試験研究	保健環境研究所	薬理学、獣医学、公衆衛生学、生物化学、分析化学、微生物学に関する学科	大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは令和4年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ②平成10年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は令和4年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者								
	生物	生物多様性保全、野生動物（哺乳類、鳥類等）の微生物サーベイランス等調査、試験及び研究	保健環境研究所	野生動物、動物生態学、分子生物学、微生物学等に関する学科											
	情報処理	生産現場をはじめ、ものづくり全般を対象としたAI、IoT、データ活用に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（機械電子研究所）	情報工学、電子工学、データサイエンスに関する学科											
	化学C	高付加価値食品開発（加工、製造工程管理、品質管理）に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（生物食品研究所）	食品製造技術（加工、工程管理、品質管理）に関する学科											
	機械B	熱流体解析を活用した設計および熱や流体の測定評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（機械電子研究所）	流体力学、熱力学、伝熱工学に関する学科											
	化学A	繊維など高分子材料への機能付与を目的とした化学反応・改質・解析評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（化学繊維研究所）	有機化学反応・分析に関する学科											
	デザイン	居住空間における家具・装具類に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター（インテリア研究所）	インダストリアルデザイン、プロダクトデザイン、ユニバーサルデザイン等に関する学科											
獣医師	獣医師業務	保健福祉環境事務所、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等		獣医師免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者	①昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 ②平成10年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和4年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者									

第1次

6月20日

看護師、心理判定員及び保育士は
教養試験
専門試験
上記以外は
専門試験
論文試験

福岡市
東京都

第1次

7月上旬

※①については郵送による申込用紙の請求もできる。

心理判定員	心理判定、心理療法及び相談・指導等の業務	児童相談所等	大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくは令和4年3月までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者 ②平成12年4月2日以降に生まれた者であって、大学において左に掲げる学科等を修めて卒業した者又は令和4年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者														
児童自立支援専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第78条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和4年5月までに資格を取得する見込みの者	昭和61年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者														
保育士	児童福祉施設等における保育士の業務	児童相談所、福岡学園、こども療育センター新光園	保育士の資格を有する者又は令和4年3月までに資格を取得する見込みの者	平成4年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者														
保健師	保健師業務	保健福祉環境事務所等	保健師免許を有する者又は令和4年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和57年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者														
職業指導員	空調設備科	県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校	職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者 ・空調設備科は冷凍空調機器科の職業訓練指導員免許 ・OA事務科は事務科の職業訓練指導員免許 ・自動車整備科は自動車整備科の職業訓練指導員免許 ・機械科は機械科の職業訓練指導員免許	昭和61年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	第2次	7月下旬～8月上旬	心理判定員は論文試験 人物試験 資格調査 看護師及び保育士は作文試験 人物試験 資格調査 研究職員、獣医師、児童自立支援専門員及び保健師は人物試験 資格調査 職業指導員は実技試験 人物試験 資格調査	職業指導員は福岡県上記以外は福岡市	最	8月中旬	終							
	OA事務科																		
	自動車整備科																		
	機械科																		

(注1) この試験を受験できない者
 ・地方公務員法第16条に該当する者
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(注2) 上表中、「大学」、「大学院」とは学校教育法に規定する大学、大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

公告

就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和3年4月23日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

令和 3 年度就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	次の(1)～(3)の要件を全て満たす者 (1)昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 (2)令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間に正規雇用労働者として雇用されていない者 (3)平成28年7月1日から令和3年6月30日までの間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者	第 1 次	8 月 22 日	教養試験 作文試験	福岡市	第 1 次	10 月 中 旬	①持参又は郵送の場合は、令和3年7月5日から令和3年7月16日まで なお、郵送による申込みは令和3年7月16日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和3年7月5日から令和3年7月13日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・ 県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・ 保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・ 保健福祉事務所（糸島） ・ 農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・ 県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村立（福岡市及び北九州市を除く。）小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事	第 2 次	11 月 中 旬 ～ 下 旬	人物試験 資格調査	福岡市	最 終	12 月 中 旬					
警察行政	警察本部又は警察署において事務に従事											

(注 1) 地方公務員法第 16 条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。

(注 2) 上表中「正規雇用労働者」とは、次の全てに該当する労働者をいう。

- ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- ・派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

監査委員

監査公表第3号

令和2年5月22日付けで公表した、包括外部監査人工藤重之が実施した「教育施策に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査の結果に基づき、教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年4月23日

福岡県監査委員	藤山 泰三
同	世利 洋介
同	森 行一
同	長 裕海

2教財第1271号
令和3年3月31日

福岡県監査委員	藤山利	藤山利	三介	様
同	世森	洋行	介一	様
同	森長	行裕	一海	様
同				様

福岡県教育委員会教育長

令和元年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

教育施策に関する財務事務の執行について

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(1) 総合的又は重要性の高い監査の結果(指摘)及び意見</p> <p>①(結果)教育施策実施計画に係る説明責任の強化について</p> <p>本監査において、教育施策実施計画並びに翌年度に実施された点検及び評価の内容を検討したところ、成果となる「指標」の設定基準・根拠の明確性などに関して課題が見受けられたため、県民にとって有用性が高く、かつ分かりやすい内容へ修正し、その説明責任を強化する必要がある。</p> <p>具体的には、県は、各項目について次の対応を検討すべきである。</p> <p>対応(1) 教育施策実施計画に記載されている「主な取組・事業」と実際に「各課で実施されている事業及び予算」との関連性、整合性について、県民への説明責任、透明性の確保の観点から、教育施策実施計画に「重点事業」の考え方や説明等を記載することが望ましい。</p> <p>対応(2) 教育施策実施計画における「重点事業」については、県民への説明責任、透明性の確保の観点から、「重点事業」とした設定基準及び根拠を明確にする必要がある。このため、県は、教育施策実施計画に「重点事業」の考え方や説明等を記載することが必要である。</p> <p>対応(3) 県民への説明責任、透明性の確保の観点から、教育施策実施計画における「指標」の設定基準及び設定の根拠を明確にする必要がある。また、「指標」に設定されている目標値の数値について、設定根拠を明確にする必要がある。さらに、学校施設等ハード面に関する取組・事業についても、可能な限り「指標」を設定することが望ましい。</p> <p>対応(4) 各施策の点検及び評価における4段階評価の意味のうち、「▲目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。」については、どのような場合に該当するか可能な限り具体的な基準を設けるべきである。</p>	<p>県民にとって有用性が高く、分かりやすいものとするため、以下の措置を講じた。</p> <p>(1) 令和2年度教育施策実施計画においては、「重点的」に取り組む事業」についての予算概要を、令和2年5月発行の教育委員会広報誌「教育福岡(4、5月号)」に掲載した。</p> <p>令和3年度教育施策実施計画においては、上記予算概要を巻末に掲載することとした。</p> <p>(2) 令和3年度実施計画策定において、「重点的に取り組む事業」の説明の記載を修正することとした。</p> <p>(3) 教育施策実施計画における「指標」及び「目標」に設定している目標値の数値は、福岡県総合計画に準じて設定している。</p> <p>令和3年度から次期福岡県総合計画策定に向け見直しを行う予定であり、教育施策実施計画における「指標」の設定基準及び設定の根拠の掲載についても併せて見直しを検討することとした。</p> <p>ハード面に関する取組・事業の指標の設定については、令和2年度教育施策実施計画策定において新たに指標を設けた。また、県立学校における大型提示装置の整備について新たに指標を設定した。</p> <p>令和3年度教育施策実施計画策定においては、県立学校におけるタブレット型パソコンの整備について新たに指標を設定することとした。</p> <p>(4) 令和元年度の点検評価作成において、全体の指標を種類ごとに整理し、4段階評価の「△目標達成に向けて、取組の強化が必要である。」及び「▲目標達成のためには、取組の抜本的改善が必要である。」について、新たに定量的な基準を設け指標の達成状況を評価した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (意見) 県が関与する団体等との取引、行為等に係る内部統制の構築について</p> <p>複数の監査の結果及び意見が記載されたことは、県は、県が関与する団体等との取引、行為等において生じる財務事務に関するリスクに対して認識が弱く、適切な内部統制が構築されていないためと考えられる。</p> <p>県は、県が関与する団体等との取引、行為等について、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じるという内部統制を構築することが望ましい。</p>	<p>教育委員会における財務事務に係る内部統制の取組については、国の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」や知事部局から提供された取組等の情報を踏まえ、財務事務が適切に行われるよう検討を行っている。</p>
<p>③ (意見) 教職員の長時間勤務改善に向けた取組の状況について</p> <p>取組指針に基づいた長時間勤務の改善に向けた取組の結果、県立高校全体の超過勤務時間の状況については、改善傾向にあると考えられる。</p> <p>一方で、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」による1月当たりの超過勤務時間の上限の目安時間やいわゆる「過労死ライン」と比較すると、依然として深刻な状況がうかがえる。</p> <p>県は、例えば各学校の特色や教職員個人の事情に応じた深度ある原因分析を通じて、各学校における業務量の多寡を適切に把握し、教職員の定数配置の見直しを行うなどして、超過勤務時間の削減につなげることが望ましい。</p>	<p>教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、学級数に応じて配置されるものであることから、業務量の多寡に応じて一定の配慮はしているが、抜本的に配置を見直すことは困難である。</p> <p>よって、学校管理職がリターンシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施することで、校内での業務の平準化を図るとともに、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革取組指針」を令和2年3月に改定し、令和2年12月に福岡県立学校管理規則の改定において、教育職員の時間外在在等時間の上限を定めるなど、業務改善が推進されるよう働きかけを行い、各学校の実情に応じた取組を進めている。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(1) 福岡県学力向上推進計画に基づく学力向上総合推進事業の実施<重点事業1></p>	
<p>ア ふくおか学力アップ推進費</p>	
<p>① (結果)ふくおか学力向上推進事業等補助金に係る適切な事業実施報告書の作成指導について</p> <p>県は、補助事業者による補助対象事業の適切な実施を確認するために、補助事業者から提出される事業実施報告書について、「実施事業の内容」及び「事業の成果」の記載については、補助対象事業に関連付けて記載するよう求める必要がある。</p> <p>また県は、補助事業者による補助対象経費の支出の適切性を確認するため、支出がどの補助対象事業に対して支出されたのか明確にするよう補助対象事業者に求めるとともに、必要に応じて領収書等の支出証拠との照合を実施することが望まれる。</p>	<p>令和2年度から補助事業者に対し、実績報告書の提出依頼を行う際に、補助対象事業に関連した実績報告書の記載を求めるとともに、支出に疑義が生じた場合等には必要に応じて支出証拠書類等を確認し、支出内容の正確な把握を行うこととした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和2年度に財政課において、本結果の内容を含め、福岡県財務規則に則った補助金事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
<p>② (結果)派遣した非常勤講師の勤務実態に係る確認の徹底について</p> <p>北九州教育事務所では、給与計算を行うごとに「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の正確性の確認(例えば出勤簿との照合など)を実施している。</p> <p>その結果、「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の勤務実績時間に誤りがあった場合、誤りに気が付くことなく給与を支給する可能性がある。</p> <p>教育事務所は学校における学校長及び担当者による「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の確認作業の徹底に関して更なる指導を行うとともに、教育事務所においても給与計算を行うこと(サンプルベースでも)出勤簿との照合を行うなど「非常勤講師等勤務時間実績整理簿」の正確性を確認する必要がある。また、確認した結果を書面で残しておくことが望ましい。</p> <p>なお、本意見に関しては、現地調査を実施した北九州教育事務所のみならず、他の教育事務所においても同様の内容に留意することが望まれる。</p>	<p>令和2年11月に各教育事務所にて指導を行い、「非常勤講師等勤務時間教実績整理簿」と出勤簿の照合を行う等、適正な事務処理を徹底することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (意見) 学力調査の分析手法の検討・研究について</p> <p>平均値による分析は、全体の状況を概括的に把握したり、全体の中での位置を把握したりする場合には有効である。</p> <p>一方で、平均値による分析では、個人(もしくは地区)の正答率が絶対値では上昇しているも平均値を下回っているば評価されず、また、全体の平均正答率が上昇している局面では個人(もしくは地区)の正答率が上昇した場合でも上昇率次第では評価されない。その結果、絶対値としては学力が伸びているもモチベーションが保たれない可能性がある点に留意が必要である。</p> <p>そのため、県は平均値による比較分析以外の方法による分析の手法についても、検討・研究を行うことが望まれる。</p>	<p>学力調査の分析の検討・研究については、令和元年度作成した、平成31年度(令和元年度)全国学力・状況調査福岡県学力調査調査結果報告書にて、これまでにはなかった、学力層に応じた分析を新たに取り入れた。</p> <p>また、実効性のある検証改善サイクルの確立や授業改善に資するため、埼玉県にて、ひとりひとりの伸びをみる学力調査の実施や分析の取組を視察し、その結果報告を指導主事等研修会で行い、情報の共有を図った。</p> <p>このように、前年度までの調査分析の結果を踏まえ、新たな分析手法の取入や検討を行い、今後も、視察にて得た情報等を参考に新たな分析手法の検討を行う。</p>
<p>④ (意見) 学力調査委託業務に係る再委託の整理の必要性について</p> <p>県は、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員会のメンバーとすることが契約上の再委託に該当するかどうかについて整理を行った上で、取扱いを文書化しておくことが望まれる。</p> <p>その上で、再委託に該当するのであれば、契約書において要求されている再委託の承認手続きを行う必要があると考えられる。</p>	<p>令和2年度の契約の際は再委託に該当するかの疑義が生じなかった。</p> <p>今後、契約の際に疑義が生じた場合は、受託者が問題作成の体制構築の一環として、外部の専門家を問題作成委員会のメンバーとすることが契約上の再委託に該当するか整理を行い、取扱いを文書化することとした。</p>
<p>(2) 主体的・対話的で深い学び推進事業の実施<重点事業2></p>	
<p>ア 主体的・対話的で深い学び推進費</p>	
<p>① (意見) 成果報告書の記載内容について</p> <p>県は、受嘱した事業の成果を取りまとめるに当たっては、教育支援機構の委嘱要項で求められている記載内容を考慮し、事業の効果や課題等を整理し、より効果的な事業の実施に活かすことが望まれる。</p> <p>また、受嘱先に対して、委嘱要綱で求められている内容を踏まえて必要十分な成果報告書を作成することが望まれる。</p>	<p>高校教育課所管事業については、平成27年度から平成30年度まで、独立行政法人教職員支援機構「新たな学び」に関する教員の資質能力向上のため「プロジェクト」の研究指定を受け、事業に取り組んできたところであるが、令和元年度からは県独自の事業となっている。</p> <p>今後、同様の事業があった場合には、事業の効果や課題等の観点から踏まえ事業を実施するとともに、委嘱要項に則った成果報告書の作成を徹底する。</p> <p>また、令和元年度以降は、研究開発校での研究成果の報告書を活用しながら、事業効果の検証や課題の改善等に積極的に取り組んでいくこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>(3) 福岡県体力向上総合推進事業の実施<重点事業> 3></p>	
<p>ア 福岡県体力向上総合推進事業費</p>	
<p>① (意見)部活動指導員の拡充へ向けた取組の強化について</p> <p>県は、本事業の有用性を踏まえ、部活動指導員の人材確保について、具体的な対応策を実施することが望ましい。</p> <p>例えば、東京都や茨城県では、部活動指導員の登録制事業を行っている。これらを参考に、県においても部活動指導員の登録制度等の取組を実施することが考えられる。</p>	<p>令和元年度までにも、日本スポーツ協会による全国における地域指導者としての登録システムがあったがあまり活用できていなかった。</p> <p>令和2年4月から部活動指導員は会計年度任用職員として位置づけられたため、県としての登録制募集を行っている。</p> <p>今後、さらなる人材確保ができるよう他県の取組状況等の情報収集を行っていく。</p>
<p>イ ふくおかスポーツ振興プロジェクト費</p>	
<p>① (結果)見積依頼に係る適切な事務処理について</p> <p>見積書が2通となった経緯を示す文書は残されていないものの、県からの回答から判断すると、2通目の見積書は平成30年度の見積書様式に書類を形式的に整えるための提出であり、見積金額が2通とも同額である点も合わせ、1通目の見積書が正当な見積書と考えられる。</p> <p>その場合、書類の日付を確認する限り、事前伺いの決裁前に見積書を入手したこととなり、見積依頼に係る事務手続きが適正に行われていないこととなる。</p> <p>また、福岡県文書管理規程によれば、事務の処理は文書をもって行うことが原則であり、常に文書の処理経過は明らかにおこなうべきでない。このため、県は文書管理及び見積依頼に係る事務を適正に行う必要がある。</p> <p>本事例の場合、見積書が2枚となった経緯等を文書で残す必要がある。また、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。</p>	<p>見積書が2通となった経緯を示す文書を作成し、文書の処理経過がわかるようにした。</p> <p>また、改めて令和元年8月に所属長から職員に対しての指導を行い、今後も引き続き福岡県文書管理規程に基づき文書事務の適正な処理を行うよう徹底することとした。</p>
<p>② (結果)見積通知書に係る適切な事務処理について</p> <p>事務の処理過程を明らかにした文書から判断すると、事前伺いの決裁前に見積通知書を送付した可能性を否定できない。</p> <p>福岡県文書管理規程によれば、文書の処理は正確かつ迅速に行う必要がある。このため、県は適切な文書管理及び見積依頼に係る事務を行う必要がある。</p> <p>また、所属長は、文書事務が適正に処理されるよう職員を指導監督する必要がある。</p>	<p>改めて令和元年8月に所属長から職員に対しての指導を行い、今後も引き続き福岡県文書管理規程に基づき、適切にかつ迅速に処理するよう徹底することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (結果)委託事業に係る事業内容の適切な検査について</p> <p>本委託業務は、県内市町村及び視覚特別支援体育大会において合計23回の開催が予定されていたが、受託業者から提出された実施報告書によれば、合計20回の開催が記載されており、仕様書記載回数に比べて3回少ない。実施報告書には開催回数が少ない理由等の記載はなく、また、県が作成した検査調書にも開催回数が少ない理由、その内容で問題が無い等の記載はない。</p> <p>県からの回答によれば、開催回数が少なくなった理由は雨天により中止になったものであり、その分、他の派遣事業の開催を充実しており問題ないとのことである。</p> <p>しかし、文書を査閲する限りにおいて、その回答内容は具体的に文書に記載されておらず、仕様書記載の要件を満たした事業が実施されたのか明確でなく、県による業務の検査も適切に実施されたのか疑念も生じかねない。</p> <p>県は、仕様書の内容に基づき受託業者に対して、開催回数が減少した理由、他の派遣事業の開催を充実している場合はその具体的内容等を実施報告書に記載することを求めるとともに、事業の実施結果を詳細に検査し、仕様書記載内容と実施結果が異なる場合は、その旨、その内容で問題ないか等を検査調書等に記載する必要がある。</p>	<p>平成30年度の業務委託については、改めて仕様書の内容と実施結果が相違する理由の記載を求めた。</p> <p>また、今後仕様書記載内容と実施結果が異なることが生じた場合は、理由を記載した実績報告書を提出してもらったとともに、それを踏まえた業務完了検査を行い、検査結果についても明記することとした。</p>
<p>④ (意見)県業務と任意団体業務の明確な区分、及び適切な文書事務の徹底について</p> <p>県で作成された「オンラインブック・パブリッシング・ムーブメント調査研究事業」に関する文書ファイルを査閲したところ、実行委員会で起草された文書が県の文書に混在して綴じられていた。</p> <p>実行委員会は任意団体であり、県の文書と実行委員会の文書が混在している場合、委託者と受託者が適切に区別されていないのではないかと、県の事業と実行委員会の事業が混同されており事業の実施主体が曖昧ではないかといった疑念を招きかねない。</p> <p>このため、県は、実行委員会の業務と県の業務の混同を避けるとともに、実行委員会と県の文書ファイルを明確に区分し、適切な文書事務を徹底することが望ましい。</p>	<p>県の業務と実行委員会の業務を明確化し、事業の実施主体が曖昧にならないようにする。</p> <p>また、改めて文書の整理を行い、適切に管理するようにした。その後作成した文書は、文書ファイルを明確に区別し、混同しないように管理を行い、適切な文書事務を行うこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
(4) いじめ・不登校総合対策事業の実施<重点事業4>	
ア スクールカウンセラー活用事業費	
<p>① (結果)スクールカウンセラーの勤務実績に係る確認の強化について</p> <p>県は、スクールカウンセラーに適切な報酬額を支払うために、「非常勤講師等時間数実績整理簿」及び「臨時職員等支給調書」の記載内容について、計算の正確性の確認を改めて強化するとともに、勤務日及び勤務実績時間数の正確性・実在性についても確認する必要がある。</p> <p>なお、正確性・実在性の具体的な確認方法としては、スクールカウンセラーの出勤簿等勤務実績がわかる書類との照合が考えられるが、教育事務所担当者の負担が大きい場合は、サンプリングベースで確認を行うことも考えられる。</p>	<p>令和2年11月に各教育事務所にて指導を行い、「非常勤講師等勤務時間数実績整理簿」と出勤簿の照合を行う等、適正な事務処理を徹底することとした。</p>
イ 児童生徒を取り巻く生活環境改善事業費	
<p>① (結果)補助金に係る事業実施報告書の適切な調査について</p> <p>県の補助金等交付規則のとおり、県は補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する必要がある。調査を実施するためには、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に把握する必要がありと考えられる。県は、事業実施の内容及び事業の成果を適切に把握するため、事業実施報告書の記載をより具体的かつ適切に行うよう市町村等を指導するとともに、事業の実施内容及び事業の成果を具体的に調査する必要がある。</p>	<p>令和元年度の事業実施報告においては、報告書の記載をより具体的かつ適切に行うよう指導した。また、令和2年度からは、実施内容及び事業成果を適切に把握するため、報告書の様式を変更し、記入項目を明確に示すこととした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和2年度に財政課において、本結果の内容を含め、福岡県財務報則に則った補助金事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
(5) 電子黒板活用実証研究事業の実施	
ア 福岡県電子黒板活用実証研究費	
<p>① (結果)予定価格設定の根拠資料の適切な作成・保管について</p> <p>予定価格を適正に設定し、その根拠となる積算資料を適切に作成・保管しておくことは発注者である県の責務であると考えられる。</p> <p>予定価格を設定するに当たっては、単純に参考見積りを利用するだけでなく、可能な限り取引の実例価格、需給の状況等も考慮し、その根拠資料を適切に作成・保管することが必要である。</p>	<p>予定価格設定時に参考とした見積書や、過去の契約実績から積算した予定価格の算出方法については、電子データだけでなく、契約書等と同様に書面に事績として保管することで、適正に管理することとした。</p> <p>また、予定価格の設定時においても、参考とした見積書の金額を利用するだけでなく、過去の契約実績及び取引及び市場調査の上、予定価格を設定することとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (意見)ICT機器の賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について</p> <p>ICT機器の賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握しておくべきものである。賃借料と保守費の内訳が明確でないと、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。</p> <p>ICT機器を保守業務込みで調達する際は、調達・賃借に係る金額と保守業務に係る金額の内訳を区分して契約締結することが望まれる。</p>	<p>契約締結時に各費用にかかる内訳書を受注者から徴し、各々の費用の把握に努め、今後の契約時における予定価格の設定時の参考にとすることとした。</p> <p>しかし、ICT機器の調達・賃借に係る金額と、保守業務に係る金額の内訳を区分して契約する場合、どちらかの区分で入札が不落となった際、再度入札を実施しなければならぬ可能性があり、計画的な執行が行えないことが懸念されることから、契約締結時に契約にかかる各費用について内訳の把握はしているものの、金額の内訳を区分した契約は締結していない。</p>
(6) 校務の情報化の推進	
ア 県立学校情報化推進費	
<p>① (意見)情報セキュリティ監査結果に係る改善状況の確認について</p> <p>県立学校等では、パソコンや校務支援システム等の情報システム内に、就学中の生徒の個人情報などが含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。</p> <p>県による情報セキュリティの実地監査の指摘事項の中には、パスワードの未設定、ウイルス対策対応の確認漏れや個人情報情報の保管不備など、早急に改善を要する事項も含まれている。</p> <p>これらの指摘事項の改善状況を適時に把握し、各所属に対して改善を促すことは、監督機関である県の重要な責務である。</p> <p>県は、重要性の高い実地監査の指摘事項については、改善報告書の提出を義務付け、改善状況を確認することにより、監査対象の各所属への情報化セキュリティ対策の指導を徹底することが望まれる。</p>	<p>令和元年度の情報セキュリティ監査における現地監査での重要性の高い指摘事項については、改善報告書等の提出を義務付け、令和2年度中に改善状況の確認を行うこととしている。</p> <p>また、令和2年度以降の現地監査においても重要性の高い指摘事項については、改善報告書の提出を義務付け、翌年に改善状況の確認を行うこととした。</p>
<p>② (意見)情報セキュリティ監査における外部監査実施の検討について</p> <p>県教育委員会が管理する情報システムには、県立学校全ての教職員が利用し、就学中の生徒全員の個人情報を取り扱う「校務支援システム」等も含まれており、情報セキュリティに関する対策は極めて重要である。</p> <p>県は、情報セキュリティの統括部署である知事部局の企画・地域振興部情報政策課による内部監査や、高度な専門知識を有する外部専門家による外部監査の実施を検討することが望まれる。</p>	<p>令和2年度以降、情報セキュリティの統括部署である知事部局の企画・地域振興部情報政策課による内部監査や、高度な専門知識を有する外部専門家による外部監査の実施の検討を行うこととする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (意見)情報システムの賃貸借契約における賃借料と保守費用の区分について</p> <p>情報システムの賃借と保守は、それぞれ性質が異なるため、本来別々にコストを把握しておくべきものである。</p> <p>また、情報システムの保守業務は、システムを調達した業者以外に委託することが困難なことも多く、複数年にわたって同じ業者と契約が継続されるケースが多いため、保守費用は翌年度以降の予定価格の設定のためにも十分に検証される必要がある。</p> <p>賃借料と保守費の内訳が不明であると、それぞれの金額の妥当性が確認できず、今後、同様の契約を締結する場合に設定する予定価格の参考にすることもできない。</p> <p>情報システムを導入する際は、調達・賃借に係る金額と保守業務に係る金額の内訳を区分して契約締結することが望まれる。</p>	<p>契約締結時に各費用にかかる内訳書を受注者から徴し、各々の費用の把握に努め、今後の契約時における予定価格の設定時の参考にするものとした。また、情報システムの契約更新時は、現契約の受注者以外からも同様の見積を徴することで、市場価格を把握し予定価格の設定についての検証を徹底することとした。</p> <p>しかし、情報システムの調達・賃借に係る費用と保守に係る金額を区分して契約した場合、一方の契約が不落地となり再度競争入札を実施しなければならぬ可能性があり、計画的な契約の執行が行えないことが懸念されることから、契約締結時に契約にかかる各費用について内訳の把握はしているものの、区分した契約は締結していない。</p>
<p>(7) 高等学校奨学金事業の実施</p>	
<p>ア 奨学事業助成費</p>	
<p>① (結果)補助金額算定方法の明確化及び補助金額確定の適切性確保について</p> <p>要綱上、その他の収入を控除する方法は規定されていないが、県費補助金の算定の明確化のため、要綱においてその取扱いを明確に規定する必要がある。</p> <p>また、補助金申請時及び事業実績報告時において、補助金算定の対象となる補助対象経費の範囲が曖昧とならないように審査を徹底する必要がある。</p> <p>特に、補助事業を実施する財団(福岡支所)の所在が、福岡県庁の高校教育課と同じフロアにある点に鑑みても、要綱上、補助対象経費の範囲や補助金の算定方法を明確にし、補助金額算定に係る曖昧さを排除する必要があると考えられる。</p>	<p>要綱を検討した結果、補助金額は補助対象経費に対して補助率10/10であるため、その他の収入を控除する必要はないという認識に至った。その他の収入は控除されたものではなく、予算の制約により補助金額が補助対象経費を下回っていたため、不足分を補うために充当された自主財源である。</p> <p>補助金申請時及び事業実績報告時においては、要綱に規定している補助対象経費に該当するか精査の上、補助金算定を行う。</p> <p>今後、福岡県教育文化奨学財団と十分協議の上、要綱に限らず見直しが必要なものについて、適宜その見直しについて検討した上で、補助金の適正な執行に努めることとした。</p> <p>【全庁的な取組】 令和2年度に財政課において、本結果の内容を含め、福岡県財務規則に則った補助金事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
(8) 高等学校等就学支援金事業の実施	
ア 公立高等学校等就学支援金交付金	
<p>① (意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について</p> <p>財務課は、より適切な事務執行を担保するため、各学校が指摘事項に関して適切に対応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。</p> <p>特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必要があるため、所管課として最終的な処理の確認まで行うことが望まれる。</p>	<p>令和元年度に実施した現地確認での指摘事項については、フォローアップを行い、事務処理が適切に完了しているか確認を行った。</p> <p>令和2年度については、新たにチェックリストを作成の上、全校から提出させることとし、不備等があった場合は最終的な処理完了の確認まで行うこととした。</p>
(9) 高校生等奨学給付金事業の実施	
ア 公立高等学校等奨学給付金事業費	
<p>① (結果)公立高校等奨学給付金の申請時における代理受領の適用確認等について</p> <p>保護者の意向を確認せず、「必ず提出するもの」として、代理受領に関する委任状を提出させ、その上で、学校側の判断で代理受領をするか否か決定しており、福岡県高校生等奨学給付金(公立学校)交付要綱第9条の趣旨に反している。</p> <p>また、委任状の取扱いを厳密にしなければ、職員は委任状が提出されていることを利用し、代理受領を装って保護者に支給せず、「授業料以外の教育に係る経費」に充てることなく横領する、といった不正リスクも考えられる。</p> <p>よって、保護者に対して代理受領に関する制度説明を徹底したうえで、必要に応じて委任状を徴取する必要がある。</p>	<p>代理受領制度の趣旨等について、改めて各学校に周知徹底を図り、保護者に対して代理受領に関する制度説明を徹底した上で、必要に応じて委任状を徴取するよう、指導を行うこととした。</p>
<p>② (意見)所管課による申請書類の現地確認結果に関するフォローアップの実施について</p> <p>財務課は、より適切な事務執行を担保するため、各学校が指摘事項に関して適切に対応しているかどうか、翌年度以降にフォローアップを実施することが望まれる。</p> <p>特に認定額に誤りがあった場合には、本人から返金してもらい、県の会計に戻入する必要があるため、所管課として最終的な処理の確認まで行うことが望まれる。</p>	<p>令和元年度に実施した現地確認での指摘事項については、フォローアップを行い、事務処理が適切に完了しているか確認を行った。</p> <p>令和2年度については、新たにチェックリストを作成の上、全校から提出させることとし、不備等があった場合は最終的な処理完了の確認まで行うこととした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
(10) 教職員のメンタルヘルス対策の充実	
ア 教職員等健康管理費	
<p>① (結果)「こころの健康相談」事業に係る利用状況に応じた適切な支出について</p> <p>こころの相談事業を受嘱している2病院について、相談件数に大幅な乖離があるにもかかわらず、同額の報償費を支出しているのは適切とは言えない。もともと、いつでも相談できる体制を保持する必要性は認められるため、相談の有無にかかわらず月額一定の料金を支払うことの意義は認められる。しかしながら、実績として年に数件の相談件数しかないのであれば、小倉蒲生病院で実施する必要性に疑義があると言わざるを得ない。また、逆に年に数百件の相談を受ける九州中央病院については、月2時間×4回の想定回数を大幅に超えて相談を受けており、相談件数に見合った報償費の支出となっていない。</p> <p>したがって、相談件数に見合った報償費の積算を行うとともに、相談件数が少ない場合にはその原因を分析し、増加方策や実施日、実施場所の見直しを検討すべきである。</p>	<p>過去の相談実績から、事業を九州中央病院へ集約するよう事業体制の見直しの検討を行っている。なお、報償費の支払いについては、相談体制の保持のため、月額一定の料金を支払うが、その額については、過去の相談件数及び相談に要する時間数を基に、実態に見合った額となるよう検討を行っている。</p>
<p>② (結果)教職員カウンセリングサービスに係る委託業者への予算資料の事前提供について</p> <p>仮に事業の「特殊性」があったとしても、単独見積りによる随意契約の相手先に対して、次年度の見積書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算資料(日数、単価、時間等)を提供することは、著しく公正性に欠けると言わざるを得ない。</p> <p>また、県の予算上の積算資料を事前に一者のみに提供することによって、他の民間事業者の参入の余地が更に閉ざれることにもつながりかねない。</p> <p>したがって、県は、単独見積りによる随意契約の相手先に対して、次年度の見積書策定の参考資料として事前に県の予算上の積算資料(日数、単価、時間等)を提供することを控えるとともに、毎年度の民間事業者が参入可能かどうか検討する必要がある。</p>	<p>指摘のとおり、事前提供は控えることとした。また、他の民間事業者の参入の可否を、①競争入札参加資格者名簿の中から本事業の実施条件と照合する、②インターネットで検索し、本事業の実施条件と照合するという2つの方法で検討を行った。その結果、令和2年度については、本事業の「特殊性」を満たす他の民間事業者は見つからなかった。</p> <p>今後、毎年度他の民間事業者による実施が可能かどうかの検討を行うこととする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
(11) 教職員の働き方改革の推進<重点事業 10>	
ア 教員の働き方改革事業費	
<p>① (意見)教職員の超過勤務時間の発生状況とそれに対する対応策について</p> <p>一般に超過勤務時間の過労死ラインは「80 時間」と言われており、それを大幅に超えている教職員が数か月にわたって、しかも複数名いる状況は、深刻であると言わざるを得ない。</p> <p>例えば教職員の配置定数の見直しを含めた根本的な対策を実施することが望まれる。</p> <p>現状では、原則として生徒数に応じた教職員の定数配置が行われているが、各学校の特色から生じる業務量の多寡も考慮したうえで、教職員の定数配置が行われることが望ましい。そのためには、各学校が、業務量に対して適切な教職員の定数が何名なのか定量的に把握したうえで、県が県全体のなかで調整・配分することが望まれる。</p>	<p>教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律により、学級数に応じて配置されるものであることから、業務量の多寡に応じて一定の配慮はしているが、抜本的に配置を見直すことは困難である。</p> <p>よって、学校管理職がリダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施することで、校内での業務の標準化を図るとともに、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革取組指針」を令和2年3月の改定し、令和2年12月に福岡県立学校管理規則に改定し、令和2年12月に福岡県立学校等時間上限を定めるなど、業務改善が推進されるよう働きかけを行い、各学校の実情に応じた取組を進めている。</p>
(12) 事業 12>	
ア 「鍛えよう、ほめよう」プロジェクト推進費	
<p>① (意見)任意団体との特命随意契約に係る支出内容の確認について</p> <p>本事業は、委託契約により実施されているが、事業の特殊性、委託先が各推進校に設置された実行委員会であること等を踏まえ、県は、各実行委員会から提出を受けた収支決算書に係る経費支出の内容について、具体的な裏付けまで確認することが望ましい。</p>	<p>令和元年度から委託先を実行委員会から市町村に変更した。</p> <p>支出に疑義が生じる場合等は必要に応じて支出証拠書類等を確認し、支出内容の正確な把握に努めることとした。</p>
<p>② (意見)事業自体に関する総括としての成果の検証について</p> <p>県は、各学校で行われた取組に係る成果の把握は行っており、かつ、本監査で資料等を査閲した限りにおいてプロジェクト推進校において成果が上がっていることは理解できる。しかし、県は、事業自体に関する総括としての成果の検証は行っていない。</p> <p>県は、本事業自体に関する総括として、県全体への認知度及び波及効果、事業実施に係る経費の妥当性及び教員の負担感等の観点から、成果の検証を行うことが望ましい。</p> <p>また、県全体にとって望ましい成果が見込まれている場合は、本事業の推進に係る予算を増額してプロジェクト推進校を増やすこと等を検討することが望ましい。</p>	<p>令和2年度から分析協議会を設置し、科学的な分析・検証を実施している。</p> <p>令和元年度から3年間の継続した実践に変更しており、今後も推進校に対して継続的な評価・検証を行うことで事業の充実に努める。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
(13) 特別支援学校医療的ケア体制整備事業の実施	
ア 特別支援学校医療的ケア体制整備費	
<p>① (意見)看護職員の任用期間の見直しについて</p> <p>全国的に看護師の不足が問題視されており、取り扱う医療的ケアの高度化も進む中、任用期間の設定をシンプルにすることにより、各学校に配置されている看護職員の満足度を高めることは、本事業の推進にも好影響を与えることができると考えられる。また、県及び学校にとっても、年に何度も任用手続きを行う必要がなくなり、事務処理の効率化に繋がると考えられる。</p> <p>県は、現在細切れに設定している任用期間を1年間通して任用期間とするシンプルな方法に見直すことが望まれる。</p>	<p>看護職員の労働環境の改善と人材を安定的に確保するため、任用期間の見直しを行い、令和2年度から任用期間を通年とすることとした。</p>
(14) 未来を切り拓く人材育成事業の実施	
ア 未来を切り拓く人材育成事業	
<p>① (結果)事業実績報告に係る点検・確認の強化について</p> <p>当事業の実績報告には、アンケート結果が記入されていないもの、支出額の積算根拠が明瞭でないものがあり、県による事業実績報告の点検が適切に実施されていたとは言いがたい状況が見受けられた。結果として、事業の取組の効果、事業の有効性が確認できないことになる。また、支出項目の根拠が明瞭でない状況で支出を行っていたことになる。</p> <p>県として事業の取組の有効性や支出内容の経済性かつ効率性を的確に把握するために、実績報告書の十分な点検を行うことが必要である。</p>	<p>「未来を切り拓く人材育成事業実施要項」や「未来を切り拓く人材育成事業計画策定に当たっての留意点」に則った実績報告書の提出を徹底することとした。</p> <p>また、アンケート結果や支出内容などの実績報告書の点検を十分に行い、事業の効果や有効性を確認することとした。</p>
(15) 高校生みらい支援事業の実施	
ア 高校生みらい支援事業費	
<p>① (意見)進路支援コーディネーターの勤務日数制限の見直しについて</p> <p>県は、本事業の目的をより効果的に達成するため、進路支援コーディネーターの任用期間中の勤務日数制限を実情に応じて見直すことが望まれる。また、有給休暇は当然にその取得を促進すべきものであり、県にとっても進路支援コーディネーターの満足度を高めることができるため、実施事業の推進にも好影響を与えることができるといったメリットが考えられる。</p> <p>県は、任用を行う各拠点校に対し、適切に勤怠管理を行うように指導することが望まれる。</p>	<p>配置校に対し、年間を見通した計画的な運用や適切な勤怠管理を行うよう、年2回実施する研修会を通して指導の徹底を図ることとした。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
(16) 県立社会教育施設の機能充実 図書館業務委託事業費、青少年科学館整備費、青年の家整備費、少年自然の家整備費、社会教育総合センター整備費、図書館整備費	
① (結果)見積り期間短縮の根拠の明示について 見積り期間の短縮は「やむを得ない事情」がある場合に例外的に認められるものであり、見積り期間を短縮する場合には、「やむを得ない事情」を明記して、決裁を取る必要がある。県は、見積り期間について、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱に基づき見積り期間を確保するか、「やむを得ない事情」が存在する場合には、それを明記して決裁を受けなければならない。	見積り期間について、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱の遵守を徹底し、「やむを得ない事情」が存在する場合は、起工の伺いにその旨明記し、事前に決裁を受けることとした。
② (意見)空調設備の老朽化による事故リスクの判定の必要性について 県は、他の社会教育施設についても事故の発生リスクを調査することが望まれる。 また、壁中部の配管の腐食状況については、専門業者へ依頼したうえでリスクの調査を行うことが望まれる。特に海に近い施設は塩害により同様のリスクを抱えている可能性があるため、早急に対応することが望まれる。	令和2年度からすべての社会教育施設についても、従来の定期点検に加えて壁内部の配管部の腐食状況調査等、専門業者によるリスク調査を行うことについて検討を行っている。
(17) 福岡国際交流史発信事業の実施<重点事業17>	
ア 福岡国際交流史発信事業費	
① (意見) 予定価格の適切な設定について 予定価格は、入札や随意契約において対象業者の格付を決定する際の基準となるものであるが、元々市場調査等を基に設定されるため、本来は実際の発注金額とさほど大きな乖離は生じない性格のものであると考えられる。 本契約のように業者からの見積額が予定価格を大幅に下回る場合は、対象業者に事情聴取を執り行い、適切に業務を履行できるかどうかを審査し、委託業者を決定することが望まれる。一方で、本契約の場合は、予定価格はそもそも委託業者として決定した業者からの参考見積りを基に算定されており、予定価格の決定方法が適当でなかった可能性も考えられる。今後は過去の類似する取引事例等も参考にしつつ、適正に予定価格を定めることが望まれる。	予定価格の設定にあたって、過去に同様の事業がある場合は、実績を参考にして設定していくこととした。 なお、同様の事業がない場合も参考見積を徴するとともに、類似事例を参考に適正に価格設定を行っていく。 今後、本契約のように予定価格と契約金額に大幅な乖離が認められた際は、対象業者に事情聴取を行い、適正に業務を執り行えるか審査することとした。

監査の結果及び意見	講じた措置等
(18) ジュニアアスリート育成強化事業の実施<重点事業18>	
ア ジュニアアスリート育成強化費	
<p>① (結果)補助金実績報告書における支出内容の明確な記載について</p> <p>実行委員会が、事業の終了後に県へ提出した事業実績報告書の添付書類には、補助対象経費の具体的な内訳は記載されていない。このため、県が支出した補助金が、適切な補助対象経費に充てられているか実績報告書からは判別できない。</p> <p>県によれば、実行委員会は体育スポーツ健康課内に設置されており、事業に関する支出の都度、県担当者が補助対象経費に該当するか内容を確認しており、問題はないと判断しているとのことである。</p> <p>しかし、具体的な支出内訳、内容の記載がないことから、補助対象経費について適切に内容が確認されているとの心証は得られず、また、同課内に実行委員会が設置されていることをもって、実績報告書を簡略的に作成して良い根拠にはならないと考えられる。</p> <p>県は、実行委員会に対して、交付要綱に沿った使途が確認できるように、実績報告書について具体的な支出内容を明確に記載するよう作成を指導する必要がある。</p>	<p>令和元年度に実行委員会に対して、実績報告書に具体的な支出内容を明確に記載するよう指導した。</p> <p>また、県が支出した補助金が適切な補助対象経費に充てられているか確認を行うこととした。</p> <p>【全庁的な取組】</p> <p>令和2年度に財政課において、本結果の内容を含め、福岡県財務規則に則った補助金事務の適正な執行について、改めて文書にて注意喚起を行った。</p>
<p>② (結果)委託契約に係る事業内容の適切な検査について</p> <p>県体育協会が、事業の終了後に県へ提出した業務完了実績報告書では、補助金の使途が仕様書に沿った内容に実際に支出されたのか確認できなかった。また、県は、体育協会が仕様書に沿った内容について補助金支出を行っているか検査を行っていないことである。</p> <p>本事業は委託事業であるが、受託者である県体育協会が実施する補助金支出の内容が極めて重要である。このため、仕様書に定められた事項が漏れなく正確に実施されたか検査する必要がある。よって、県は仕様書の内容に基づき、県体育協会に対して、実績報告書に事業の実施結果について具体的に記載することを求めるとともに、事業の実施結果を詳細に検査する必要がある。</p>	<p>令和元年度以降の実績報告書は、事業の実施結果について具体的に記載するよう指導していく。また、必要に応じて県スポーツ協会(旧県体育協会)での現地確認を行うなど、適切に事業が行われているか、より詳細に検査を行うこととした。</p>

労働委員会

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

令和3年4月23日

福岡県労働委員会会長 山下 昇

氏名	委嘱年月日	現職等	備考
上田竹志	令和元.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
大坪 稔	令和元.11.26	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
徳永 響	令和元.11.26	弁護士	同上
所 浩代	令和元.11.26	福岡大学法学部教授	同上
服部博之	令和元.11.26	弁護士	同上
森 裕美子	令和元.11.26	弁護士	同上
山下 昇	令和元.11.26	九州大学大学院法学研究院教授	同上
隈本泰清	令和元.11.26	U A センセン福岡県支部顧問	現労働者委員
桑原忠志	令和元.11.26	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
鳥添幹子	令和元.11.26	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
高田章男	令和元.11.26	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会書記長	同上
堂原弘志	令和元.11.26	九州電力労働組合北九州支部執行委員長	同上
藤田桂三	令和2.9.10	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
吉村淳治	令和元.11.26	自動車総連福岡地方協議会議長	同上
有馬紀顕	令和元.11.26	福岡県経営者協会顧問	現使用者委員
熊手艶子	令和元.11.26	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
竹内直行	令和元.11.26	(株)井筒屋本店CS統括部マネージャー	同上

谷川由利子	令和元.11.26	総合メディカル(株)取締役常務執行役員	同上
樋口和光	令和元.11.26	九州電力(株)人材活性化本部部長	同上
宮田克彦	令和元.11.26	西日本鉄道(株)顧問	同上
和田金也	令和元.11.26	(株)岩田屋三越取締役執行役員総合企画部長	同上
後藤 裕	令和元.11.26	弁護士	前公益委員
南谷敦子	令和元.11.26	弁護士	同上
上野茂伸	令和元.11.26	元日本労働組合総連合会福岡県連合会特別執行委員	前労働者委員
松岡嘉彦	令和元.11.26	福岡県経営者協会顧問	前使用者委員
野口 眞	令和3.4.9	福岡県労働委員会事務局長	
南里妙子	令和3.4.9	福岡県労働委員会事務局次長(兼)調整課長	
山本隆二郎	令和元.11.26	福岡県労働委員会事務局審査課長	